

一 四 (削る) 五 (略)	改 正 後	改 正 前	改 正 前
精神保健福祉士法施行規則第二条第十 五号の規定に基づき厚生労働大臣が定 める施設	精神保健福祉士法施行規則第二条第十 五号の規定に基づき厚生労働大臣が定 める施設	精神保健福祉士法施行規則第二条第十四 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設の一部	精神保健福祉士法施行規則第二条第十四 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設の一部
正)	正)	十五 (新設) (略)	十五 (新設) (略)
第二条 精神保健福祉士法施行規則第二条第十四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設の一部を次の表のように改正する。 二十三年厚生労働省告示第二百七十七号) の一部を次の表のように改正する。	(精神保健福祉士法施行規則第二条第十四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設の一部を次の表のように改正する。 二十三年厚生労働省告示第二百七十七号) の一部を次の表のように改正する。	等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助又は共同生活援助を行うものに限る。)、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行なう施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は基幹相談支援センター(いずれも精神障害者に対するサービスを提供するものに限る。)	等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助又は共同生活援助を行うものに限る。)、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行なう施設、障害者支援施設、地域活動支援センター又は福祉ホーム(いずれも精神障害者に対するサービスを提供するものに限る。)

附則

第一条 この告示は、告示の日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

第一 第一条の規定による改正後的精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第三条第一項第十号及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第一条第七項の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業（以下「実習施設等」という。）

各号の規定、第二条の規定 令和二年四月一日
二 第一条中実習施設等告示の題名の改正規定、附則第三条、第五条、第七条、第九条及び第十一

（精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第五条第一号ヲ及び
条の規定 令和三年四月一日

第二条 精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第一条第八項に規定する厚生労働大臣が別に定める基準の一部改正

第二条 精神障害者を対象とする施設等にて精神障害者を一時収容する等に付属する施設第五条第一項及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第一条第八項に規定する厚生労働大臣が別に定める基準（平成二十三年厚生労働省告示二百七十九号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

	改	正	後
	改	正	前

精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則

**第五条第一号ワ及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第
二二二号へ見合て、第三三三号へ見合**

**一
条第八項に規定する厚生労働大臣が
別に定める基準**

精神保健福祉士知其養成施設等及て精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第五条第一号ワ又び精神申章者との保建文書届出に關する

号引及び料補障害者の併用及び複合に關する
科目を定める省令第一條第八項に規定する厚
生労動大臣が別に定める基準は、次のとおり

精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士定期養成施設等とする。

神保健福祉士一般養成施設等指定規則第
五条第一号ワ及び精神障害者の保建及び

福祉に関する科目を定める省令第一条第八項に規定する講習会（以下「精神保健

二・三
（略）

改 正 後	改 正 前
精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則 第五条第一号ワ及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第一条第八項に規定する厚生労働大臣が別に定める基準	精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則 第五条第一号ヲ及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第一条第八項に規定する厚生労働大臣が別に定める基準
精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則 第五条第一号ワ及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第一条第八項に規定する厚生労働大臣が別に定める基準は、次のとおりとする。	精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則 第五条第一号ワ及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第一条第八項に規定する厚生労働大臣が別に定める基準は、次のとおりとする。
二・三 (略)	二・三 (略)

別記様式を次のように改める。

別記様式

精神保健福祉士実習指導者講習会修了証

次のように改正する。

フリガナ		生年月日	
氏名			
住所			

上記の者は、精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則(平成10年厚生省令第12号)第5条第1号ワ及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令(平成23年文部科学省令第3号)第1条第8項に規定する講習会の課程について、次のとおり修了したことを証明する。

令和年月日

法人・機関名

法人・機関代表者名

四

する。

精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第五条第一号ワ及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第一条第十一項に規定する講習会（以下「精神保健福祉士実習指導者講習会」という。）を行ふ者は、法人であることと。

精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第五条第一号ワ及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第一条第八項に規定する講習会（以下「精神保健福祉士実習指導者講習会」という。）を行ふ者は、法人であることと。

別記様式を次のように改める。

別記様式

フリガナ	
氏名	生年月日
住所	

上記の者は、精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則(平成10年厚生省令第12号)第5条第1号ワ及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令(平成23年文部科学省令第3号)第1条第10項に規定する講習会の課程について、次のとおり修了したことを証明する。

所在地
法人・機関名
法人・機関代表者名
年月

四

講習会の課程を修了した者にあつては、別表実習分野の項に定めるもの）を必ず含むこと。
イ 指定規則別表第一に規定するソーシャルワーク演習及びソーシャルワーカー演習（専門）並びに科目省令第一条第一項第十七号及び第十八号に規定する精神保健福祉援助演習（基礎）及び精神保健福祉援助演習（専門）（以下「ソーシャルワーク演習等」という。）
ロ 指定規則別表第一に規定するソーシャルワーク実習指導及び科目省令第一条第十九号に規定する精神保健福祉援助演習（専門）（以下「ソーシャルワーク実習等」という。）
ハ 指定規則別表第一に規定するソーシャルワーク実習及び科目省令第一条第二十号に規定する精神保健福祉援助実習（以下「ソーシャルワーク実習等」という。）
備考

一 精神保健福祉援助演習方法論Iは、ソーシャルワーク実習及び科目省令第一条第二十号に規定する精神保健福祉援助実習（以下「ソーシャルワーク実習等」という。）
二 精神保健福祉援助演習方法論IIは、ソーシャルワーク演習等の講義要目の作成方法に関する事項を含むものとする。
三 別表（略）
備考

第七条 基準告示の一部を次の表のように改正する。	
改	正
後	前
精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則（以下「指定規則」という。）第五条第一号ト4及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令（以下「科目省令」という。）第一条第三項第四号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準は、次のとおりとする。	精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則（以下「指定規則」という。）第五条第一号ト4及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令（以下「科目省令」という。）第一条第三項第四号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準は、次のとおりとする。
一 （略）	一 （略）
二 イに掲げる科目に関する精神保健福祉士実習演習担当教員講習会の内容は、別表基礎分野の項及び演習分野の項に定めるもの（口及びハに掲げる科目に関する精神保健福祉士実習演習担当教員講習会の課程を修了した者にあつては、別表演習分野の項に定めるもの）を必ず含むこととし、口及びハに掲げる科目に関する精神保健福祉士実習演習担当教員講習会の内容は、別表基礎分野の項及び実習分野の項に定めるもの（イに掲げる科目に関する精神保健福祉士実習演習担当教員講習会の課程を修了した者にあつては、別表演習分野の項に定めるもの）を必ず含むこととし、口及びハに掲げる科目に関する精神保健福祉士実習演習担当教員講習会の内容は、別表基礎分野の項及び演習分野の項に定めるもの（イに掲げる科目に関する精神保健福祉士実習演習担当教員講習会の課程を修了した者にあつては、別表演習分野の項に定めるもの）を必ず含むこととし、口及びハに掲げる科目に関する精神保健福祉士実習演習担当教員講習会の内容は、別表基礎分野の項及び実習分野の項に定めるもの（イに掲げる科目に関する精神保健福祉士実習演習担当教員講習会の課程を修了した者にあつては、別表演習分野の項に定めるもの）を必ず含むこととし、口及びハに掲げる科目に関する精神保健福祉士実習演習担当教員講習会の内容は、別表基礎分野の項及び演習分野の項に定めるもの（イに掲げる科目に関する精神保健福祉士実習演習担当教員講習会の課程を修了した者にあつては、別表演習分野の項に定めるもの）を必ず含むこと。	
イ 指定規則別表第一並びに科目省令第一条第一項第十九号及び第二十号に規定するソーシャルワーク演習及びソーシャルワーク実習（専門）（以下「ソーシャルワーク実習等」という。）	イ 指定規則別表第一に規定するソーシャルワーク演習及びソーシャルワーカー演習（専門）並びに科目省令第一条第十七号及び第十八号に規定する精神保健福祉援助演習（基礎）及び精神保健福祉援助実習指導の教育の内容及び方法（次号に掲げるものを除く。）に関する事項を含むものとする。

七 精神保健福祉援助実習指導方法論IVは、ソーシャルワーク実習等の評価方法に関する事項を含むものとする。	
（傍線部分は改正部分）	
改	正
前	前
精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則（以下「指定規則」という。）第五条第一号ト4及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令（以下「科目省令」という。）第一条第三項第四号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準は、次のとおりとする。	精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則（以下「指定規則」という。）第五条第一号ト4及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令（以下「科目省令」という。）第一条第三項第四号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準は、次のとおりとする。
一 （略）	一 （略）
二 イに掲げる科目に関する精神保健福祉士実習演習担当教員講習会の内容は、別表基礎分野の項及び演習分野の項に定めるもの（口及びハに掲げる科目に関する精神保健福祉士実習演習担当教員講習会の課程を修了した者にあつては、別表演習分野の項に定めるもの）を必ず含むこととし、口及びハに掲げる科目に関する精神保健福祉士実習演習担当教員講習会の内容は、別表基礎分野の項及び実習分野の項に定めるもの（イに掲げる科目に関する精神保健福祉士実習演習担当教員講習会の課程を修了した者にあつては、別表演習分野の項に定めるもの）を必ず含むこととし、口及びハに掲げる科目に関する精神保健福祉士実習演習担当教員講習会の内容は、別表基礎分野の項及び演習分野の項に定めるもの（イに掲げる科目に関する精神保健福祉士実習演習担当教員講習会の課程を修了した者にあつては、別表演習分野の項に定めるもの）を必ず含むこととし、口及びハに掲げる科目に関する精神保健福祉士実習演習担当教員講習会の内容は、別表基礎分野の項及び演習分野の項に定めるもの（イに掲げる科目に関する精神保健福祉士実習演習担当教員講習会の課程を修了した者にあつては、別表演習分野の項に定めるもの）を必ず含むこととし、口及びハに掲げる科目に関する精神保健福祉士実習演習担当教員講習会の内容は、別表基礎分野の項及び演習分野の項に定めるもの（イに掲げる科目に関する精神保健福祉士実習演習担当教員講習会の課程を修了した者にあつては、別表演習分野の項に定めるもの）を必ず含むこと。	
イ 指定規則別表第一及び科目省令第一条第二十一号に規定するソーシャルワーカー実習指導（以下「ソーシャルワーカー実習指導等」という。）	イ 指定規則別表第一に規定するソーシャルワーカー実習指導及び科目省令第一条第十九号に規定する精神保健福祉援助実習（専門）（以下「ソーシャルワーカー実習等」という。）

八 指定規則別表第一及び科目省令第一 条第二十二号に規定するソーシャルワーカーク実習(以下「ソーシャルワーカーク実習」という。)	三 別表三 (略)
二 別表二 (略)	一 別表一 (略)
四 精神保健福祉援助実習指導方法論Iは、ソーシャルワーカーク実習の意義に関する事項を含むものとする。	三 別表三 (略)
五 精神保健福祉援助実習指導方法論IIは、ソーシャルワーカーク実習指導の教育の内容及び方法(次号に掲げるものを除く。)に関する事項を含むものとする。	四 精神保健福祉援助実習指導方法論Iは、ソーシャルワーカーク実習等の意義に関する事項を含むものとする。
六 精神保健福祉援助実習指導方法論IIIは、ソーシャルワーカーク実習における定期的な面接による教育方法に関する事項を含むものとする。	五 精神保健福祉援助実習指導方法論IIは、ソーシャルワーカーク実習指導等の教育の内容及び方法(次号に掲げるものを除く。)に関する事項を含むものとする。
七 精神保健福祉援助実習指導方法論IVは、ソーシャルワーカーク実習の評価方法に関する事項を含むものとする。	六 精神保健福祉援助実習指導方法論IIIは、ソーシャルワーカーク実習等における定期的な面接による教育方法に関する事項を含むものとする。
(基準告示の一部改正に伴う経過措置)	七 精神保健福祉援助実習指導方法論IVは、ソーシャルワーカーク実習等の評価方法に関する事項を含むものとする。

第八条 附則第六条の規定の適用の日前に同条の規定による改正前の基準告示に規定する基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られた講習会(精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則(平成十年厚生省令第十二号)第五条第一号ト(4)及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則(平成二十三年文部科学省令第三号))第一条第三項第四号の規定によりあらかじめ厚生労働大臣に届け出ることとされる届出をいう。)及びこれに関し必要な手続その他の行為は、附則第七条の規定による改正後の基準告示の規定の例により行うことができる。	項第四号に規定する講習会をいう。以下同じ。)を修了した者については、附則第六条の規定による改正後の基準告示に規定する基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られた講習会を修了した者とみなす。
第九条 附則第七条の規定の適用の日前に同条の規定による改正前の基準告示に規定する基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られた講習会を修了した者については、附則第七条の規定による改正後の基準告示に規定する基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出された講習会を修了した者とみなす。	会を修了した者とみなす。
第十条 附則第六条の規定による改正後の基準告示第二号イに規定するソーシャルワーカーク演習及びソーシャルワーカーク演習(専門)は、精神保健福祉士法施行規則等の一部を改正する省令(令和二年厚生労働省令第二十七号)第二条の規定による改正前の精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則(以下「旧指定規則」という。)別表第一に規定する精神保健福祉援助演習(基礎)及び精神保健福祉援助演習(専門)を含むものとする。	の規定による改正後の基準告示に規定する基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出された講習会を修了した者とみなす。
第十二条 附則第七条の規定による改正後の基準告示第二号ハに規定するソーシャルワーカーク演習及びソーシャルワーカーク演習(専門)は、旧指定規則別表第一に規定する精神保健福祉援助実習は、旧指定規則別表第一に規定する精神保健福祉援助実習を含むものとする。	の規定による改正後の基準告示に規定する基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出された講習会を修了した者とみなす。
第十三条 附則第七条の規定による改正後の基準告示第二号ロに規定するソーシャルワーカーク実習は、旧指定規則別表第一及び旧科目省令第一条第一項第十九号に規定する精神保健福祉援助実習指導を含むものとする。	の規定による改正後の基準告示に規定する基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出された講習会を修了した者とみなす。
第十四条 附則第七条の規定による改正後の基準告示第二号ハに規定するソーシャルワーカーク実習は、旧指定規則別表第一及び旧科目省令第一条第一項第二十号に規定する精神保健福祉援助実習を含むものとする。	の規定による改正後の基準告示に規定する基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出された講習会を修了した者とみなす。
第十五条 附則第七条の規定による改正後の基準告示第二号ロに規定するソーシャルワーカーク実習は、旧指定規則別表第一及び旧科目省令第一条第一項第二十号に規定する精神保健福祉援助実習を含むものとする。	の規定による改正後の基準告示に規定する基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出された講習会を修了した者とみなす。